空海漢詩文研究　「贈伴按察平章事赴陸府詩并序」の「序」に於ける『便蒙』の注釈の検討

中谷征充

はじめに

「贈伴按察平章事赴陸府詩并序」は國道(七六七～八二八)[一]が鎮東の按察使として陸府に赴任する時に餞別の品とともに贈った詩である。年月日は記載されていないが、「序」に「餞を賜り詩を賜って、天澤霈然たり」とあり、淳和帝が國道に餞をし、詩を下賜した事が分かる。この記述に相当する記事が『日本紀略』の天長五年(八二八)二月甲寅(二十七日)の条[二]に記載されている。実際の出立が三月になったと思われるので、この作品は天長五年三月に作られたと考えられる[三]。

運敞撰『遍照発揮性靈集便蒙』[四](以下『便蒙』と称す)の注釈を検討する時に、出来る限り、原典の引用箇所を明示し、原典の所在などを補って、運敞(一六一四～一六九三)[五]の注釈の態様を明らかにしたいと考えている。『便蒙』の注釈を全文記載する事が望ましいのではあるが、膨大になるため、一部割愛した。『便蒙』が注釈をしていない語句については、筆者の判断で、適宜注釈を加えている。本論の目的は、『便蒙』の注釈の検討をする事で、本来の空海の主旨を探り、抽出することにある。従って、『便蒙』を研究対象としている訳ではない。

本論は紙数の関係上、「序」についての検討を行っている。「詩」については、別途に発表したいと考えている[六]。

序

一―原文と書き下し・・・対句に傍線を付して明示している。対句の書き下しを明確にするため、接頭語を行頭に出している。

夫、膚寸無心南北、遇風則飛、順之德也。　　夫れ、膚寸南北に心無けれども、風に遇えば則ち飛ぶ、順の德なり。

人臣無心東西、銜命則馳、忠之至也。　　人臣東西に心無くとも、命を銜めば則ち馳す、忠の至りなり。

蕞尒毛夷迫居艮垂、犲心蜂性歴代爲梗矣。　　蕞尒たる毛夷　艮垂に迫り居る、犲心蜂性、歴代梗を爲す。

昔景行皇帝撫運之日東夷未賓。　　昔、景行皇帝撫運の日東夷未だ賓せず。

日本武尊率左右將軍武彦武日命等、征之毛人面縛之。　　日本武尊左右の將軍武彦武日命等を率いて、之を征し毛人面縛す。

日命則君之先也。延暦中亦反之。　　日命は則ち君の先なり。延暦中に亦た之に反す。

桓武皇帝令大将軍伴弟滿等卽罪。　　桓武皇帝大将軍伴弟滿等をして卽ち罪せしむ。

從武日平之已來毎時時作逆。　　武日の之を平げし從り已來毎に時時逆を作す。

遣諸氏將令罰其辜。然猶人面獸心不肯朝貢。　　諸氏を將として遣はして其辜を罰せしむ。然れども猶人面獸心にして朝貢を肯ぜず。

今上　乾坤爲德、仁義具心。
麒麟不踏昆蟲、鳳凰來巢阿閣。風調不暴、刑厝不尸。
太平之治五稔于今矣。
夫、無爲之世致有苗之伐、垂拱之時有涿鹿之戰。
時已澆季、仁義之鄉返爲胡越。
比属、神光恠氣發東、地震流星起西。
皇帝納隍軫慮、即欲遣文翁孫子鎮押東夷。
君、智而謀、果而惠。門則累葉、人寔平章。
吐議允聖心、衆亦推之。
是故、授斧節於龍顔、撫皇化于蝦荒。
賜餞賜詩、天澤霈然。侍坐奉和、詩即爲什。
當是、暉榮史策、擧音絲竹。
加以、擧城寮族知舊悉皆餞惜。
貧道與君淡交玄度遠公也。緇素區別伴佐昆季。
送人以言古人遣之。
三軸秘録、一篇拙詩、加持神藥、以充別後之思。
人至乞垂撿。
春辭秋入、聖君之明詔。
載馳載驟、早奏邊蜂之無塵。云尒。

今上　乾坤を德と爲し、仁義を心に具う。
麒麟は昆蟲を踏まず、鳳凰は阿閣に來巢す。風調うて暴せず、刑厝きて尸せず。
太平の治、今に五稔なり。
夫、無爲の世に有苗の伐を致し、垂拱の時に涿鹿の戰有り。
時已に澆季にして、仁義の鄉返りて胡越と爲る。
比属、神光恠氣東に發し、地震流星西に起る。
皇帝納隍軫慮して、即ち文翁孫子を遣し東夷を鎮押せしめんと欲す。
君、智にして謀あり、果にして惠あり。門は則ち累葉にして、人は寔に平章なり。
議を吐くに聖心に允い、衆亦之を推す。
是の故に、斧節を龍顔に授けられ、皇化を蝦荒に撫す。
餞を賜り詩を賜って、天澤霈然たり。侍坐して奉和すれば、詩則ち什を爲す。
當に是れ、榮を史策に暉らし、音を絲竹に擧げるべし。
加以、城を擧げて寮族知舊悉く皆餞けし惜しむ。
貧道と君とは淡交にして玄度遠公なり。緇素の區別あるも伴佐は昆季なり。
人を送るに言を以ってするは古人之を遣えり。
三軸の秘録、一篇の拙詩、加持の神藥、以って別後の思に充つ。
人至らば乞う撿を垂れよ。
春辭して秋入るは、聖君の明詔なり。
載ち馳せ載ち驟らせ、早く邊蜂の無塵を奏せよ。尒云う。

二―解釈

題辞の「陸奥出羽按察使」について、『便蒙』は北畠親房撰『職原抄』下巻「諸国、東山道、陸奥出羽按察使府」以降の本文を引用している[七]。それによれば、按察使は従四位下の相当官である。「伴平章事」について、「參議従四位上大伴ノ宿禰國道、遣唐副使正四位下古麻呂之孫、正五位下繼人之子ナリ。弘仁十四年ニ任ジ參議ニ、兼ネ右大辨ヲ、天長二年ニ兼ネ按察使武蔵守ヲ」として、『公卿補任』を参照し、國道の簡単な略歴を記載している。

「膚寸無心南北、遇風則飛、順之德也(膚寸南北に心無けれども、風に遇えば則ち飛ぶ)」と「**人臣無心東西、銜命則馳、忠之至也**(人臣東西に心無くとも、命を銜めば則ち馳す、忠の至りなり)」は対句である。國道が天皇の忠臣であり、命令があれば、雲が風に従い飛んでゆくように、どこへでも赴くと述べる。

『便蒙』は「膚寸ハ雲也。公羊傳曰、曷為祭ルヤ泰山河海ヲ。山川ニ有リ能ク潤スニ千百里ヲ者上。天子秩テ而祭ル之。觸レテ石ニ而出テ、膚寸ニメ而合フテ不レ崇レ朝ヲ而徧ク雨ルハ乎天下ニ、唯タ泰山爾。河海ハ潤スニ千里ヲ。何休註曰、側レ手ヲ為レ膚ト、案レ指ヲ為レ寸ト。言ハ其ノ觸レテ石理ニ而出ツ、無シ有リ膚寸ニメ而不レ合ハ」と注釈している。運敞が用いた『公羊傳』のテキストは、明万暦刊本の『十三經注疏』の翻刻版の可能性が高いと思われる。同本は漢何休注・唐徐彦疏の二十八巻で宋代に『十三經注疏』の一として成立している。万暦本(万暦三年勅版)は当時の普及本として、交易によって請来した可能性が高い。次に『文選』記載の「膚寸」の李善八注に、『公羊傳』と何休注を挙げている九。「僖公三十有一年。夏。四月。」の条は、王ではない魯公が三望(泰山・河・海の祭を行った事を謗った記事である一〇。その中で泰山が雨をもたらす基を雲が石に触れて起り、そのかけらが集合して雨となると記述している。「膚寸」を何休注は、膚は手の幅(四指)・寸は指の幅として長さの単位としている。この何休注は李善が引いた如く原義が長さの単位であるある事を示している。「膚寸」から派生して「膚寸而合」がちぎれ雲の意味になったのは、『便蒙』の記述の如く『公羊傳』に典拠がある。更に「膚寸而合」から、「膚寸」が単にちぎれ雲の意味として用いられている一一。空海は『公羊傳』や『文選』の当該の注釈等を含め存知していて「膚寸」を用いたかも知れない。その意味で『便蒙』の注釈は適切である。

「順之德」について「易ニ曰、君子以テ順德ヲテ積レ小ヲ以テ高大ニス」と注釈している。『周易』第四十六卦「升」「象曰。地中生木、升。君子以順德。積小以高大。(地の中に木を生じるは、升なり。君子以て德に順み、小を積みて以て高大なり)」より引いている一二。「順之德」は、従順ですなおな美点(德)を持っている意味で表現されている。『便蒙』が語釈に『周易』を引いているが適切かどうか疑問が残るが、他に適切な用例が見当たらない。

「銜命」について「禮記ニ曰、銜ンデ君ノ命ヲ而使ヒス」と注釈している。『禮記』「檀弓上」「銜君命而使、雖遇之不鬬(君命を銜みて使するときは、之に遇ふと雖も鬬はず)」より引いている。適切であろう。『禮記』の一文は、兄弟の仇に遭遇しても君命を優先する事が記述されており、君命に忠実な例である。『文選』等の用例も、全て、君命を受けて、派遣される事に用いられている。

『便蒙』のこの対句に対する注釈は以上であるが、空海の意図した事が鮮明になっているとは言い難い。國道が天皇の命令に忠実な人間、忠臣である事を述べんとして、「膚寸」と「人臣」を対語にしたのは空海の創案である。「無心南北」「無心東西」も独自の表現と思われ、全ての語句が見事に対応する対句にしている。

「蕞尒毛夷迫居艮垂、犲心蜂性歴代爲梗矣。(蕞尒たる毛夷　艮垂に迫り居る、犲心蜂性、歴代梗を爲す)」は原住民の蝦夷に対する誇張された表現で、國道の使命の困難さを浮かび上がらせている。

『便蒙』は「蕞尒」について「左傳杜預カ注ニ曰、蕞尒ハ小ナル貌也」としている。『春秋左氏傳』「昭公七年夏四月」「抑諺曰蕞爾國(抑々諺に曰く、蕞爾たるも國なり、と。)杜預ニ三蕞は小貌なり。」より引いている。テキストは『公羊傳』と同じく、先の『十三經注疏』であろう。

次に「毛夷」は「山海經ニ曰、毛人國ニハ爲レ人ト身ニ生レ毛ヲ。今謂蝦夷也」として『山海經』「海外東經第九」を引いている。全文ではなく、解釈を加えて、現在の蝦夷人であるとしているが、運敞の推測であって、郭璞注を見れば、毛人は蝦夷人とはいえないであろう一四。更に「蝦夷」について、「杜氏通典ニ東夷ノ中ニ擧ク之ヲ、曰ク蝦夷國ハ海島ノ中ノ小國也。其ノ使髮ノ長サ四尺。尤善ス弓矢ニ、挿シテ箭ヲ於首ニ、令メ人ヲメ戴カ之、而立ツ四十歩ニメ射レ之ヲ無シ不レ中ラ者ノ。大唐顕慶四年十月ニ隨テ倭國ノ使人ニ入朝ス」(杜佑撰『通典』第五十五冊巻第一百八十五「東夷上」一五)と引いている。『山海經』の引用は余分で、『通典』のみで充分であろう。『通典』の成立は貞元十七年(

延暦二十年・八〇一)とされている。『日本國見在書目録』(以降『見在書』と称す)には著録されていない。空海が目にした可能性があるが、「毛夷」と記述したのは当時、蝦夷人が毛深い人種であると知られていた事による表現であろう。

「艮垂」の「垂」について、『便蒙』は「尚書ニ曰、東西ノ垂注ニ曰、垂、是遠外之名。今ノ邊垂ノ字、皆作二此ヲ陲一」としている。『尚書』「周書、顧命」の「一人冕執戣、立于東垂。一人冕執瞿、立于西垂。(一人は冕して戣を執りて、東垂に立つ。一人は冕して瞿を執りて、西垂に立つ)」一六に対する疏の「正義曰、釋詁一七云…(以下は脚注に記載一八)」から引いている。しかし、ここで用いている「垂」は辺境・国土の果ての意味ではなく、即位式典場の堂の東西の牆の外、廂の事である。そこに冕服の男が東西に一人ずつ立哨するのである。運敞は「垂」は「邊垂」として後に付加しているので語釈としては正しいのであるが、典拠として『尚書』を引いたのは不適であろう。空海が念頭に置いたのは『尚書』の用例ではないと思われる。『文選』に「垂」を「邊垂」の意味で用いている例が散見される。その中で、「艮垂」と同様の用例に『文選』巻二十四、陸機一九「贈馮文羆遷斥丘令」「其の八、第五句・六句「逝將去我、陟彼朔垂(逝に將に我を去り、彼の朔垂に陟らんとす)」とあり、その李善注は「毛詩曰陟彼高岡。朔垂、斥丘也。爾雅曰朔、北方也。說文曰垂、遠邊也。」としている。空海が参照した可能性があると考える。「艮」はうしとら、方角では東北にあたる。

「豺心」について、『便蒙』は「文選ノ注ニ銑カ曰、豺狼ハ惡獸、志害レ物者」として、『文選』巻二十四、曹植二〇「贈白馬王彪」其の三、第九句・十句「鴟梟鳴衡扼、豺狼當路衢(鴟梟は衡扼に鳴き、豺狼は路衢に當る)」の五臣張銑二一注を引いている。「蜂性」は「左氏傳ニ曰、蜂蠆有レ毒」として、『春秋左氏傳』「僖公二十二年春」の「傳」の記事から引いている。「豺心」「蜂性」は蝦夷人の有害で悪しき心も持っている事を豺と蜂に擬えている。特段の典拠を念頭に置いての記述ではないと思われるが、古来、豺と蜂が有害で悪しきものとされてきた二二。その事を指摘している『便蒙』の注釈は適切である。

「梗」について、「又曰詩曰、誰カ生ニ厲階ヲ至レ今ニ爲レ梗ヤマシキ事ヲ。杜カ注ニ曰、梗ハ病ナリ」としている。『春秋左氏傳』「昭公二十四年冬十月」の「傳」の『毛詩』からの引用した記事を引いている。この記事の杜預の注は「詩は大雅、厲は惡、階は道、梗は病也」とある。典拠の『毛詩』「大雅、蕩之什、桑柔」の第三章第七句・八句「誰生厲階、至今爲梗」は国難の嘆きを歌っている詩の一の記述である。蝦夷が引き続き騒乱を起こし、国家の悩みとなっている事から、空海はこの「桑柔」の詩を念頭に置いて記述したのかもしれない。

「**昔景行皇帝撫運之日東夷未賓**(昔、景行皇帝撫運の日東夷未だ賓せず)。**日本武尊率左右將軍武彦武日命等、征之毛人面縛之**(日本武尊左右の將軍武彦武日命等を率て、之を征し毛人面縛す)。**日命則君之先也**(日命は則ち君の先なり)。」は『日本書紀』の記事を念頭に置いた記述である。

『便蒙』は『日本書紀』巻七「景行天皇紀」の長文の記事を記載している。文頭の景行天皇の出自と即位と二名の皇子の誕生の記事を記載。次に四十年夏六月の条と秋七月の条の日本武尊が吉備武彦と大伴武日連を率いて征東に出発、以降蝦夷制圧記事と日本武尊が伊勢で三十歳に崩じた記事を記載している。『便蒙』が引いた『日本書紀』の記事の記述は以下の引用以外は省略する。

「撫運之日東夷未賓」は「景行天皇紀」四十年夏六月の条「東夷多叛、邊境騒動」に基づいた表現である。「撫運」天運を手で握り取る。天命によって帝位に就く事。『便蒙』は張湍古「大寶箴」二三より引いて「我皇撫レ運扇以ニ淳風一(我が皇は運を撫して扇ぐに淳風を以てす)」としている。「賓」は、『便蒙』は「爾雅曰、賓、服也。疏ニ曰、懷レ德ニ而服也」として、『爾雅』「釋古第一」第九項「悅、懌、愉、釋、賓、協、服也」と邢昺の疏の章句の一部を引いている二四。

「日本武尊率左右將軍武彦武日命」は「景行天皇紀」四十年秋七月の条の「天皇則命ニ吉備武彦與ニ大伴武日連一、令レ從ニ日本武尊一」の記事に基づいての

記述である。『便蒙』は「尊命ハ日本ノ俗尊稱也。日本紀ノ自註ニ曰」として、『日本書紀』「巻第一、神代上」の文頭の割注「至貴ヲ曰レ尊ト、自餘ヲ曰レ命ト、並ニ訓ニ美擧等ト也」を引いて、「尊、命」の語釈を付加している。

「征之毛人面縛之」は「景行天皇紀」四十年是歳の条「仍テ面縛シテ服ス罪ニ、故ニ免ヲ其罪ヲ」の記述に基づく表現である。『便蒙』は「征」の語釈に「孟子曰、征ハ上伐レ下ヲ」として、『孟子』「盡心下」の「征者上伐下也。敵國不相征(征とは、上、下を伐つなり。敵國は相征せざるなり)」を引いている。この孟子の章句は前の句「春秋無義戰」と共に古来膾炙しており[二五]、空海が存知していた可能性が高く、蝦夷を征す事は、征は正、罪ある者を正す義戰として位置づけての表現かもしれない。その意味で運敞が「征」の語釈を行った事は、空海の意を感得した適切な注釈と思われる。

「日命則君之先也」は伴國道の遠祖が大伴武日である事を記述している。『便蒙』は注釈を加えていない。大伴氏の系譜では、不明の部分が残されているが武日命の六代前の道臣命が神武天皇に随行したと、日本書紀に記述され、代々武官として天皇に仕えた氏族とされている。武日から数えて十代目の後裔が国道である[二六]。

「延暦中亦反之(延暦中に亦た之に反す)。**桓武皇帝令大将軍伴弟滿等卽罪**(桓武皇帝大将軍伴弟滿等をして卽ち罪せしむ)。**從武日平之已來每時時作逆**(武日の之を平げし從り已來毎に時時逆を作す)。**遣諸氏將令罰其辜。然猶人面獸心不肯朝貢**(諸氏を將として遣はして其辜を罰せしむ。然れども猶人面獸心にして朝貢を肯ぜず)。」は日本武尊の征東後も、しばしば蝦夷が反乱を起こし、その都度軍を派遣した事を史実に基づき、簡単に記述している。先に指摘した如く、『日本書紀』に記述された語句をそのまま用いているので、空海は手元に『日本書紀』『続日本紀』を置いて、制作した可能性が高いと考えられる。

『便蒙』は「大将軍」と「伴弟滿」について、記述をしているが、延暦中の蝦夷の反乱と征討については注釈をしていない。「大将軍」について、「職原ニ曰、鎮守府將軍一人、相當從五位上。…、建武三年ニ勅シテ三位已上ニ、爲ル時ハ當府ノ將軍ト者、可レ加ニ大ノ字ハヲ者。…(以下省略)」[二七]と引用し、その自注に「建武以往不レ依ニ位階一、亦加ニ大字一耶」としているが、単に「大」を付加した事に対する注釈であり、不要と考える。

「伴弟滿」は「トモノヲトミツ」と訓み、「行業未考」として注釈をしていない。「伴弟滿」は明らかに「伴弟麻呂」の事であろう。「伴弟滿」は空海の思い違いか、或いは、眞濟の誤記か、眞濟以降の誤写であろう。大伴弟麻呂(七三〇～八〇九)は史書により「弟麿」「乙麻呂」「乙麿」等と表記されているが「弟滿」と表記されたものは全く見当たらない。運敞は「弟滿」を正しいとしたために、「弟麻呂」が『続日本紀』宝亀十年(七七九)正月庚申十九日の条に、「授ニ從六位上大伴宿爾弟麻呂從五位下一」と初めて記載された以後、二十数箇条に渡って、行業が記載されている事を見逃したと思われる。

日本武尊の征東以降、歴代、東北地方への進出と原住民蝦夷の服属を最重要の課題として取り組んでいる。その朝廷側の攻勢に対抗して、蝦夷の抵抗・反乱が頻発している。桓武帝は特に征夷に積極的で、三次の征討を実施し、四次目も計画されたが晩年に達し体調不良等諸般の事情で中止している[二八]。その中で、延暦八年の第一次征討は甚大な損害を蒙り失敗に終わった[二九]。延暦十三年の第二次征討は征夷大将軍大伴弟麻呂の統率下[三〇]、第一次に倍する空前の規模で実施され[三一]、多大の戦果を挙げて[三二]、翌年正月二十九日、戦利品を引具して凱旋した[三三]。この戦勝は平安京への遷都と相まって、官民こぞっての大イベントになったと思われる。空海はこの時、二十一歳から二十二歳である。大学入学後の詳しい動静は不明であるが、「延暦中亦反之、桓武皇帝令大将軍伴弟滿等卽罪」の記述は、実際に凱旋等を見聞した為かも知れない。又、征夷の動静は巷間の大きな関心事であったと考えられる。

「人面獣心」について、『便蒙』は「漢書ノ匈奴傳ノ賛ニ曰、夷狄人ハ食テ而好レ利ヲ、被リ髪ヲ左ニシテ衽ヲ人ノ面ニメ獣ノ心ナリ」と『漢書』巻九十四下「匈奴傳第六十四下」を引いている。典故として適切であろう。

「今上三四　乾坤爲德、仁義具心(今上　乾坤を德と爲し、仁義を心に具ふ)」と淳和帝の聖德を讃える。

『便蒙』は「乾坤」の注釈を「嚴君平カ老子ノ指歸ニ曰、德與二天地一齊レ光ヲ。曹子建七啓ニ曰、同レ量ヲ乾坤一」としている。嚴遵撰三五『老子指歸』は真偽が論じられた典籍であり三六、題辞・巻数が異なったものが何種か伝存されている三七。入手可能の王德有譯注『老子指歸』七巻(中国商務印刷館、二〇〇四年十二月刊)を調べたが、『便蒙』が引用した章句を見付ける事が出来ない三八。現存する何種かのテキストは全て、『老子』の後半部分の注釈であり、前半部は全て逸失している。運敞が間違えることはないと思われるので、運敞が参照したテキストは、『日本國見在書目録』の「廿五道家」に「老子指歸十三巻、後漢嚴尊撰」と著録されているので、その系統の写本が伝存されていたものかもしれない。とすれば、完本として貴重なものであり、もし、智積院関係の古文書に伝存されていれば、斯界の大発見となると思われる。

『老子指歸』から引用した章句は天地を遍く照らす聖德の意味である。次に曹植「七啓」第八段(『文選』巻三十四)から引用しているが、魏の宰相であった父の曹操の德を讃えた章句である。その李善注に「乾坤は天地也」とある。しかし、この『便蒙』の注釈は『真別聞書』三九が批判している如く四〇、稀覯書の『老子指歸』等を用いているが、ひねり過ぎ、迂遠で、不適であろう。「乾坤」の典故は『周易』にある。『周易』五「説卦」に「乾ハ天也、坤ハ地也」とあり、「上經、乾、文言第六節」に「大人者、與二天地一合ス其ノ德ヲ」とある。空海は『周易』を念頭に置いて、天地の万物に及ぼす德と等しいほどの天皇の広大な德と表現したと思われる。

「麒麟不踏昆蟲、鳳凰來巣阿閣。風調不暴、刑厝不戸(麒麟は昆蟲を踏まず、鳳凰は阿閣に來巣す。風調うて暴せず、刑厝(お)きて戸(し)せず)。**太平之治五稔于今矣**(太平の治、今に五稔なり)」。は、淳和帝の即位後の五年間が、善政を行う聖王の時に出現する麒麟と鳳凰を挙げ、災害も起らず、重罪人も出ない太平の世であったと記述している。

『便蒙』は、「麒麟」と「鳳凰」の注釈に『格物論』から引いて、形状など詳しく記述している。長文なので全文の記載は省略する。その引用文中に「麒麟…不レ履二生蟲一、不レ践二生草一。…麟鳳龜龍ノ四靈ハ王者之嘉瑞。鳳四一ハ…非レ二梧桐一不レ栖…」とあり、適切であろう。しかし、運敞が引用した『格物論』を探索したが見つけることが出来ないので、確認できない四二。

空海が瑞兆の麒麟と鳳凰の生態について、何を根拠に表現したのか推し量ることはできない。麒麟と鳳凰の生態・形状について古来伝承されてきたが、その最古の典拠が何かは浅学の筆者にはよく判らないが、「麒麟不踏昆蟲」ついては、『日本國見在書目録』に著録された陸機『毛詩草木鳥獣蟲魚疏』四三　巻下「麟之趾」に「…不履生蟲、不践生草、不群居、不侶行、不入陥穽、不罹羅網」とある。「鳳凰來巣阿閣」については、また同じく『日本國見在書目録』に著録された皇甫謐『帝王世紀』四四第一に「黄帝…不食生蟲、不履生草、或止帝之東園、或巣阿閣…國安文好則鳳凰翔」とある。この両書を空海は披見した可能性があると考える。「阿閣」を皇居に擬しているが、梧桐が植えられていたかも知れない。

「昆蟲」と「阿閣」について、『便蒙』は語釈を重複して詳しく行っているが、さほど重要な語句とも言えない語句の語釈は冗長であり、運敞の意図が判ら

ない。以下に『便蒙』の語釈の根拠を明示して記述する。①「鄭玄四五カ禮記ノ注ニ曰、昆ハ明也、明蟲者陽ニメ而生ゝ、陰ニメ而藏ル也」…『禮記』「王制五」の「昆蟲未蟄。不以火田」に対する注である。②「漢書ノ注ニ師古カ曰、昆ハ衆也、昆蟲ハ言ハ衆蟲也。又、許慎カ説文ニ云、二虫ヲ爲レ蚰ト、讀ンテ與ト昆同シ、謂ク虫之總名ナリ。兩義並ニ通ス、而メ鄭康成以テ昆蟲ヲ爲ル明蟲ト失セリ之ヲ矣」…『漢書』「成帝紀第十」の「以統理之君道得則草木昆蟲咸得其所」に対する注である。③「陸機カ君子有所思行ニ曰、洞房結ヲ阿閣ニ。翰カ曰、阿ハ大也。善カ曰、尚書ノ中候ニ曰、昔黄帝軒轅ノ時ニ鳳凰巢ニ阿閣ニ、鄭玄カ周禮ノ注ニ曰、四阿若シ今ノ四注ノ也」…『文選』巻二十八、陸機「楽府十七首」の第八首「君子有所思行」の第六句「洞房結阿閣」に対する、五臣李周翰と李善の注である。④又古詩注良曰、阿閣重閣也」…『文選』巻二十九、「古詩十九首」の第五首の第三句・四句「交疏結綺臆、阿閣三重階」に対する五臣劉良の注である。

「風調不暴」について、『便蒙』は「毛詩ノ箋ニ曰、古ノ者陰陽和シ、風雨時アリ、其ノ來ル事祁祁然トシテ不ル暴疾ナラ也」としている。『毛詩』「小雅甫田之什・大田」第三章第一句・二句「有渰萋萋、興雨祁祁(渰有りて萋萋たり、雨興り祁祁たり)」に対する鄭玄の箋を引いている。適切であろう。

「刑厝不尸」について、『便蒙』は「史記ニ成康之際天下安寧ニメ、刑錯テ四十餘年不レ用、注ハ應劭四八ニ曰、錯ハ置也。厝ハ與レ錯同、尸ハ與レ屍通ス。釋名曰、既ニ定テ死ヲ曰レ尸ト、尸ハ舒也。骨節舒解メ、不レ能ル復自ラ勝斂スル事」として、「刑厝」は『史記』巻四「周本記」「成王・康王紀」を引き、「不尸」は劉熙撰『釋名』「釋喪制第二十七」四七を引いている。適切であろう。

「太平之治五稔于今矣」について、『便蒙』は「崔豹古今注曰、周公治致ス太平ヲ。盧子諒カ詩ニ曰、自リ奉メ清塵ニ、于レ今五稔」として、自註に「今按言ハ五稔者、自ル今上即位ル至レ今五年、仍丁ル天長五年ニ乎」としている。「太平之治」は崔豹撰『古今注』四八巻上「輿服第一」から引き、「五稔于今」は『文選』巻二十五、盧諶「贈劉琨詩並書」四九の「書」の章句から引いている。この語注は不要であるかもしれない。ありふれた語句で、淳和帝即位後の太平の五年間を記述しているので、空海は特段の典拠を考えるまでも無かったと思われる。自註の指摘は正しい。

「無爲之世致有苗之伐、垂拱之時有涿鹿之戰(無爲の世に有苗の伐を致し、垂拱の時に涿鹿の戰有り)。**時已澆季、仁義之鄉返爲胡越**(時已に澆季にして、仁義の鄉返りて胡越と爲る)。」は舜の治世が無為にして太平であった時でも、征伐が行われ、黄帝が善政を行い太平であった時でも、涿鹿で戦いが起った。末世の今は、仁義豊かな鄉であっても、互いに疎遠になる。まして、蝦夷に対峙するのは困難であろう、反乱も起るかも知れないと、東北の鎮撫に赴く事態を記述している。

「無爲之世致有苗之伐」について、『便蒙』は「荘子曰、古之畜ヤシナウ天下ヲ者ハ、無為メ而萬物化ス。大禹謨ニ曰、帝ノ曰、咨禹、惟時コレコウ有苗弗レ率シタカハ汝チ徂ユイテ征セヨ」と『荘子』「外篇・天地第十二」と『尚書』「大禹謨ボ」から、引用して語釈をしている。適切であろう。古来、無為にして徳を持って治める事を理想の政治としている事は、『老子』や『論語』などにも記述されているが、空海にとって自明の事であったかも知れない。

「垂拱之時有涿鹿之戰」について、『便蒙』は「又、武成ニ曰ク、垂拱メ而天下治ル。注ニ曰、垂衣拱手ニメ而天下自オ治ル。史記曰、蚩尤シ作レ亂ヲ不レ用ヒ帝命ヲ於テ是黄帝乃チ徵メ師ヲ諸侯ニ與ト蚩尤ト戰フ於涿鹿之野ニ、遂ニ禽ニ殺ス蚩尤ヲ。」と『尚書』「武成十七」と『史記』「五帝本紀・黄帝」とより引いている。適切であろう。

「時已澆季、仁義之鄉返爲胡越」について、『便蒙』は「王文憲カ集ノ序ノ注ニ曰、澆季ハ謂ル末世ノ浮薄ヲ也。禰衡カ鸚鵡ノ賦ニ曰、今日之兩フタツノ絶ヘタル、若シ胡越之異區ナルカ。向曰、胡ハ在レ北ニ、越ハ在レ南ニ、言ハ遠也。善カ曰、淮南子ニ自ル異ナル者ノ視レハ之ヲ肝膽モ胡越也、高誘カ曰、胡越ハ喻ヘ遠キニ」としている。「澆季」は『文

選』巻四十六、任昉「王文憲集序」五〇の「宋末艱虞、百王澆季」に対する五臣李周翰五一の注を引き、「胡越」は『文選』巻十三、禰衡五二「鸚鵡賦」を引き、五臣呂向と李善の注を引いている。「澆季」の語釈は適切であるが、「胡越」の語釈は重複して冗長である。次に、「今ノ言ハ垂拱無爲之上世ニスラ尚ヲ有二征伐之事一。今時已ニ澆漓ノ季世ナリ、雖二仁義之郷一却テ相ト離背メ、有レ若ニ胡越一、況ヤ邊陲ヲヤ乎」と、「無為…」以下の全文に対する注釈をしている。この注釈は空海の意図を的確に指摘している。

「比属、神光恠氣發東、地震流星起西(比属、神光恠氣東に發し、地震流星西に起る)」は、即位後から現在までに、流星・日蝕・地震等天変地異が全国に多発していると述べる。

「神光恠氣」について、『便蒙』は「漢書曰、神光三ヒ燭ス、今謂ラク神光ハ多ハ奔星ノ有レ光之類也。怪氣ハ謂ク氣之怪異ナル者ノ、皆兵亂之兆也。」として、『漢書』巻六「武帝本紀」元封六年(一〇五)三月の条「行幸河東…祭后土神光三燭」を引き、「今謂…」以下で、語釈を行っている。語釈として適切であるが、どこから引用したのか判らない、或いは運敞自らの記述であるかもしれない。

「地震流星」について、『便蒙』は「杜欽カ上對ニ曰、臣聞ク日蝕地震ハ陽微陰盛也…。國語ニ伯陽父カ曰、陽伏メ而不レ能レ出ル事、陰遁レテ而不レ能レ蒸ル事。於レテ是ニ有リ地震一、(割注)注曰、陰氣在レ下、陽氣迫レ之使レ不レ能レ升也。陰陽相迫氣動二于下一、故地震。晉書天文志ニ曰、流星ハ天使也。自レ上而降ルヲ曰レ流ト、自レ下而升ヲ曰レ飛ト。…」として、『漢書』巻六十、「杜周傳第三十、杜欽傳」と『国語』巻第一「周語上、幽王二年」の条と『晉書』巻十一「志第一、天文中、流星」と三書より引いている。長文なので一部を割愛する。語釈としては充分であろう。

「比属」は『便蒙』の注釈はないが、文脈から考えると、淳和帝即位後の五年を表している。「比」「属」共にこの頃、近頃の意味がる。この間の正史である『日本後紀』は逸失しているので、この間に空海記述の如く天変地異がどれほど起ったか判らない。

「**皇帝納隍軫慮、即欲遣文翁孫子鎮押東夷**(皇帝納隍軫慮して、即ち文翁孫子を遣し東夷を鎮押せしめんと欲す)」は、天皇が東北の民の安寧を憂慮され、文翁の如き民政の才能と孫子の如き軍略の才を持つ國道を、蝦夷人を鎮撫する為に派遣したと述べる。

「納隍」について、『便蒙』は「東京ノ賦ニ曰、人或ハ不レ得二其ノ所一、若ニ己レ納ルカ之ヲ於隍一。注ニ薛綜五三カ曰、隍ハ城下ノ坑、無レ水者。」として、張衡五四「東京賦」(『文選』巻三)より引いている。「納隍」は用例の少ない語句である五五。「東京賦」の李善注は「納隍」の典故に『孟子』「萬章章句上」の「伊尹思天下之民、匹夫匹婦有不與被堯舜之澤者、若己推而納之於溝中也(伊尹は天下の民、匹夫匹婦、堯舜の澤を被らざる者有るを思うこと、己が推して之を溝中に納るるが若き也)」を引いている。これに従えば、徳政の恩恵に浴さない庶民が居れば、あたかも彼等を溝の中に押し込め苦しめたように、自分自身の責任を感じるとの意味になる。即ち、東北地域は、未だ朝廷の施政が行き届いていない状況にある事を意味している。

「軫慮」について、『便蒙』は「范雲カ表ニ曰、挺テ襟ヲ軫レ慮ヲ。王逸カ楚辞ノ注ニ曰、軫ハ痛也。」としている。『藝文類聚』巻五十「職官部六、太守」の「梁范雲・除始興郡表」より引いている。次に「軫」の語釈に『楚辞』屈平「九章」「第五章・懐沙」の「鬱結紆軫兮、離愍而長鞫(鬱結紆軫して、愍に離ひて長く鞫まる)」に対する、王逸五六の注を引いている。「軫慮」も又、用例の少ない語句である。『南海寄歸内法傳』と『不空表制集』五七などに僅かに見出せるのみである。これらの用例を考えると、「軫慮」は皇帝が人民を慮り、心を痛める意味である。

空海は特異の「納隍軫慮」を用いることで、当時の東北地区の治安の悪化等政情不安の情況とそれに対する天皇の思いを見事に表現している。『便蒙』の注釈は十分に首肯できるものではあるが、空海がこの語句を用いた意図について、言及していないのは残念である。

「文翁」について、『便蒙』は『漢書』巻八十九・列伝第五十九「循吏」の傳の文頭からほぼ全文を引いている。長文なので、省略する。それによれば、文翁（生没年不詳）は廬江舒（安徽省）の人。前漢の景帝の末年（ＢＣ一四二）頃、蜀の太守となる。蜀の民度が低いので教化を図り、学校を作り、郷党を教育し、その才能に応じ、郡・県の役人に登用した。また、下級官吏で優秀な者は長安に派遣し博士に学ばせ、帰郷後、重要な役職に任じた。そのまま、蜀で生涯を閉じる。文翁は優れた為政者であるが、中央の高級官僚ではなく、歴史的に著名とは言えない。『文選』等、唐以前の典籍には言及されていない。

「文翁」と云う姓名も通称で本名ではないかも知れない。唯、中唐頃から、王維（七〇一～七六一）等、多くの詩人がその詩に取りあげている[五八]。これらを考えると、空海のほぼ同時代に文翁の再評価があり、民政の達人・公立学校の創始者として称賛されたのであろう。それを空海は存知していたと思われる

「孫子」について、『便蒙』は『史記』巻六十五・列伝第五の「孫子傳」の文頭の長文を引く。記載は省略する。要旨は、呉王闔閭の命で、後宮の美女を用いて軍事演習を行い、軍令に従わなかった寵姫二人の責を問い、王の救命の指示にもかかわらず、斬首する。すると次の演習は見事に統制のとれた演習になる。それで、王は孫子の用兵が優れている事を知ると云う故事である。孫子について、空海は『聾瞽指歸』『三教指歸』の「鼈毛先生論」で「張良孫子慨三略之莫術」と記述しており、軍略家として熟知していたと考えられる。空海の存命時には魏武帝が編纂した十三篇の『孫子』が伝存している。

「**君、智而謀、果而恵。門則累葉、人寔平章**（君、智にして謀あり、果にして恵あり。門は則ち累葉にして、人は寔に平章なり）。**吐議允聖心、衆亦推之**（議を吐くに聖心に允ひ、衆亦之を推す）」。は国道の才能を讃え、武門の人、参議に相応しい人、天皇の意に添い、周囲も推挙するような秀でた人であると述べる。

「果而恵」について、『便蒙』は「顔延年ガ陽給事カ誄ニ曰、資性忠果ナリ。注三銑カ曰、果烈也」としている。『文選』巻五十七に所載されている[五九]。「果而恵」は果敢にして恵和（穏やかで温かい）の意味で用いたと思われる。『便蒙』は「果」については、適切な語釈をしているが、「恵」の語釈はしていない。

「累葉」について、『便蒙』は「葉ハ世也。魏武帝領二兗州ノ牧ヲ一表曰、臣累葉受レ恩ヲ」としている。『廣雅』「釋言」から「葉世也」を引き、『藝文類聚』巻五十、「職官部六、刺史」の「魏武帝謝領兗州牧表」より引いている。「累葉」も用例の少ない語句である。「魏武帝謝領兗州牧表」は『藝文類聚』の所載意外に見当たらない。空海が参照したのは、左思[六〇]「呉都賦」（『文選』巻五）の「雖累葉百疊、而富彊相繼（葉を累ぬること百疊なりと雖ども、富彊相繼ぐ）。」である可能性が高いと考える。

「平章」について、『便蒙』は「尚書曰、平章ニスレハ百姓ヲ、百姓昭明ナリ。今言ハ官至二平章事一ニ、其人實ニ有二平章之德一」としている。『尚書』「堯典」を引き、「今言…」以降は運敞自身の解釈であろう。「平章之德」は用例がなく、空海が「人寔平章」と表現した意図を汲んで、國道が「平章」の意味である「均しく明らかに治める」徳を有する人であるから、その名に相応しい官職に居ると注釈している。適切であろう。

「吐議允聖心」について『便蒙』は注釈をしていない。國道の進言が天皇の意に適う意味である。「吐議」は用例の見当らない語句である。「吐」は舒べる意味があり、「吐言」「吐露」等と用いられているので、その類語の空海独自の語彙かも知れない。

「衆亦推之」について、『便蒙』は「衆推ト者衆人推二重ス其議一ヲ也。又禮記ノ注ニ曰、推猶レ進」としている。運敞自身の注釈であろう。適切である。「推」の語釈に『禮記』「儒行第四十一」の「上弗援、下弗推（上にも援かれず、下にも推されず）」に対する鄭玄の注を引いている。

是故、授斧節於龍顔、撫皇化于蝦荒是の故に、斧節を龍顔に授けられ、皇化を蝦荒に撫す）。」は國道が鎮東按察使に任命され、蝦夷人の皇化・宣撫の任務に就いたことを述べている。正史の『日本後紀』が散逸しているので、明確に判らないが、『公卿補任』天長五年の國道の記事に「今年復兼按察使」と記載されている。前述した如く、「大伴宿禰国道伝考」によれば、二月八日に再任されている。

「斧」について、『便蒙』は「劉子ニ曰、夫レ將ハ者國之安危、民之性命係レ之ニ。不レ可レ不レ重シセ、故ニ詔スルニ之ニ以シ廟堂一ヲ、授レ之ニ以ス斧鉞一ヲ。受命既ニ已時ハ、則設ケテ二明衣ヲ鑿ニ凶門一ヲ」としている。『劉子』「兵術章四十」六一から引いている。

「節」について、『便蒙』は「史記索隱ニ曰、節ハ使者ノ所レ擁トル也。説文ニ云、符信也。漢ノ制以ニ竹長六寸ナルヲ一相合ス。釋名ニ云、節ハ爲ニ號令賞罰一ヲ之節也。又、節毛上下相ト重ナル、取ニ象ヲ竹節一ニ。」としている。『史記』「高祖本紀第八」の漢元年十月の条の「封ニ皇帝ノ璽・符・節一ヲ」の「節」に対する索隱注から引いている。『史記索隱』に引用された『説文解字』巻五上「竹部、符」と『釋名』巻第七「釋兵第二十三」とを調べたが、現存の『釋名』には「又、節毛…」以下が記述されていない。これらを考えると、運敞の用いた『史記』は六朝宋裴駰集解、唐司馬貞索隱、唐張守節正義ニの三者の注を付した、宋の元豊刊本の和刻覆刻本である嵯峨本であった可能性が高い。

「龍顔」について、『便蒙』は「贈野陸州歌幷序」の序「魏闕遠阻龍顔之謁」に対する注に「龍顔ハ謂ク天子也。漢書ニ曰、高祖爲レ人隆準ニメ而龍顔ナリ」としている。『漢書』巻一上「高帝紀第一上」より引いている。

「撫皇化于蝦荒」ついて、『便蒙』は「韋孟カ諷諫ノ詩ニ曰、彤弓斯ニ征ス、撫ニ寧ス遐荒一ヲ。注ニ善カ曰、荒ハ荒服。蝦荒ハ謂ク蝦夷ナリ、蝦遐音同シ、故ニ假リニ用ユ焉。今言ハ以ニ皇化一ヲ撫ニ寧スル蝦夷一也」としている。『文選』巻十九、韋孟六三「諷諫詩幷序」の「第五・六句」とその李善の注の一部を引いている。蝦荒謂蝦夷以降は運敞自身の注釈である。適切であろう。「荒服」は『尚書』の時代に王城から距離によって世界を五服に分け、その最遠方の未開の地の事を謂う。

「斧節」以下の運敞の注釈は従前の如く、漢籍の語釈をしているが、日本での鎮東按察使に与える斧節の具体的な内容が判らない。天皇の権限と軍の指揮権を付与するに、日本では節刀を用いたが、國道も節刀を授与されたのかどうか、空海が目にした事がどのような事か知りたいと考えると、『便蒙』の注釈は不要である。

賜餞賜詩、天澤霈然。侍坐奉和、詩即爲什（餞を賜り詩を賜って、天澤霈然たり。侍坐して奉和すれば、詩則ち什を爲す）。**當是、暉榮史策、擧音絲竹**（當に是れ、榮を史策に暉らし、音を絲竹に擧げるべし）。**加以、擧城寮族知舊悉皆餞惜**（加以、城を擧げて寮族知舊悉く皆餞けし惜しむ）。」は、國道が東北への出立に当たり、天皇から二月二十七日に餞の宴を受けた時の様子と実際の出立に際し、親族・知友達から盛大な送別を受けた事が述べられている。

「餞」について、『便蒙』は「餞ハ説文ニ曰、送レ去ヲ也」として、『説文解字』巻五下の食部「餞」を引いている。

「天澤」について、『便蒙』は「不空請ニ惠林法師ヲ於保壽寺講ニ表ニ曰、偏ニ幸ニ霑ニ天澤一ニ」として、『不空表制集』第二巻「請惠林法師於保壽寺講表」より引いている。「天澤」は仏典に多く用いられ、適切であろう。

「霈然」について、『便蒙』は「智者大師遣晉王書曰、大王弘慈霈然」としている。『國清百錄』巻第三、「遺書與晉王第六十五」より引いていると思われる[六四]。

「侍坐奉和」について、『便蒙』の注釈は無い。「侍坐」は目上の人や貴人にはべり座ることであるが、慣用されていて、運敞は語釈の必要を感じなかったのであろう。『儀禮』『禮記』『論語』など多くに用いられている。

「爲什」は「謂積爲篇什」とし、「榮〈榮名」としているが、どちらも、自らの注釈であろう。

「史策」は歴史の記録の事である。『便蒙』は「盧武陽北齊興亡論曰、傳之耆舊載於史策」としている。「盧武陽北齊興亡論」は『日本國見在書目録』には著録されていないが、『漢魏六朝百三名家集』第九十八册、「盧武陽集一卷」[六五]に収載されている。この『名家集』は運敞の一世代前の明の張溥[六六]の編纂である。同本が我が国に輸入され、運敞が入手したと思われる。稀覯書であり、空海が存知していた可能性が低い。杜預「春秋左氏傳序」（『文選』巻四十五）に「仲尼因魯史策書成文、考其真偽、而志其典禮（仲尼魯史の策書の成文に因り、其の真偽を考へ、其の典禮を志し）」とあり、空海が参照した可能性があると考える。

「絲竹」について、『便蒙』は「禮記曰、絲竹〈樂之器也。呉越春秋曰聲可託於絃管、名可留於竹帛。」としている。『禮記』「樂記」の「金石絲竹、樂之器也」と『呉越春秋』「勾践伐呉外傳第十」より引いている。「暉榮史策、擧音絲竹」は成果を上げて、歴史に名を刻み、榮名を世に轟かせてくださいと國道を励ました記述である。『呉越春秋』の引用文は、戦勝祝の席での文章である。この引用文の前の「功可象於圖畫、德可刻於金石」の二句を付加すれば、空海の意図がより鮮明になったと思われる。

「寮族知舊」について、『便蒙』は「同官爲寮、族〈親族、知舊〈知音故舊也」と自らの注釈をしている。

「貧道與君淡交玄度遠公也。緇素區別伴佐昆季（貧道と君とは淡交にして玄度遠公なり。緇素の區別あるも伴佐は昆季なり）。」は國道と空海自身との関係について、許詢と廬山の慧遠を挙げ、利害関係に捉われない清廉な交際であり、僧俗の違いはあるが、お互いの祖先は兄弟の関係にあると述べる。

「淡交」について、『便蒙』は「荘子曰、君子之交〉淡若〉水〉、小人之交〈甘〉如〉醴〉。君子〈淡以親〉、小人〈甘〉以絶〉。」と『荘子』「外篇山木第二十」より引いている。古来著名の章句である。空海も当然、存知している。

「玄度」について、『便蒙』は「蒙求舊注引世説曰、許詢字〈玄度、好遊山澤、…有濟勝之具。詢隱永興〉幽穴、…今〉本無載事。又舊注曰劉惔字眞長…玄度〈高士許詢也」として、『蒙求』[六七]三五六「許詢勝具」の全文「舊注引世説曰…」以下「…今〉本無載事。」までを引き、次に『蒙求』五二六「眞長望月」の後半部分「舊注曰劉惔字眞長…玄度〈高士許詢也」を引いている。長文なので途中の『便蒙』の記述を省いた。これらの『蒙求』の記述は『世説新語』のからの転載である[六八]。

空海が「玄度」と記述したのは、『世説新語』[六九]を参照したと考えられる。同書には許詢の行状が二十か所に渡って記載され、許詢に関する劉峻注が十か所で成されており、その為人が良く判る。『日本國見在書目録』「三十二小説家」に「世説十。宋臨川王劉義慶撰。劉孝標注」と著録されている。許詢について、『世説新語』以外に殆ど記述されておらず、『文選』には江淹「雜體詩」第十九句「許徵君（自序）詢」（巻三十一）に記述されているのみである。『蒙求』は

『日本國見在書目録』には著録されていない七〇。

「遠公」について、『便蒙』は「盧山記曰、遠法師居ル事二盧阜一三十餘年、影不レ出レ山ヲ、跡不レ入レ俗一。送テ客ヲ過レ二虎溪一ヲ、…。昔陶元亮居二栗里一山南ノ陸脩靜亦有道之士ナリ、…。今ノ世傳二三笑ノ圖一ヲ。」としている。長文なので、一部省略して記載。この全文を『盧山記』よりの引用としているが、「遠法師居盧阜三十餘年、影不出山跡不入俗」は『盧山記』に記述されていない七一。『高僧傳』によく似た記述があり七二、その後の慧遠の伝記等は概ねこの記述を踏襲している。運敞は引用書を記載する事を省略し、『盧山記』の引用文に此の部分を付加したと思われる。「送客過虎溪」以下「今世傳三笑圖」までは、『盧山記』巻一「敘山北第二」より引用しているが、正確に引用しているのではなく不要と考えた語句など省略し、文の構成も一部変更している。後に著名になった「三笑圖」の説話の部分を記述している。一々の異同の指摘は煩雑になるので取りやめたい。

空海は國道との利害関係のない交際を、玄度を伴國道に、遠公を空海に擬して表現している。玄度を許詢七三とし、遠公を盧山の慧遠七四とするのは、『便蒙』の説である。妥当と思われる。両者は東晋の同時代人であるが、二人が交友していた事は『世説新語』などを含め、どこにも記載されていないので、交友の事実がないと考えられる。空海はそれを存知していた筈で何故このような表現となったのかよく判らない。運敞も疑念を抱いたのか、以下のような解釈をして、「今言ハ以二伴公ヲ比スル時ハ一二玄度一ニ、則大師ハ爲ニ眞長一也。大師自比ミ二遠公一ニ、則伴公ハ爲ズ陶陸一也。」としている。許詢と劉惔七五は親友であり、「三笑圖」は慧遠と陶潛と陸脩靜七六の三名の交友を示している。この説を言わんがために、運敞は先に『蒙求』と『盧山記』を引用したのであろう。しかし、本文には劉惔や陶・陸などを示唆する表現は全くない。明らかに、運敞の恣意的な解釈である。空海の意図に疑念が残るが、例え両者の交友が実際に無くとも、許詢の恬淡で清廉な人格を國道に比し、高野山での山籠を希求する空海自身を山籠三十年の慧遠に比して、両者が会すればそれは淡交そのものとなろうと表現したのかも知れない。

「伴佐昆季」について、『便蒙』は「伴佐昆季トハ言ハ大師ト之與二伴公一、雖トモ二道俗方異ナリト一、而其ノ交情之厚、互相ヒニ補佐ス、孔懐如二兄弟一ノ。昆季ハ兄弟也」として、『千字文』四五「孔懐兄弟」七七を記述して、自身の注釈を行っている。「伴」は大伴氏族ではなく、國道個人を指し、「佐」は佐伯氏族の事ではなく、空海個人を指すとし、國道と空海は親密でまるで兄弟同然であるとの解釈である。同祖とは言っていない。

更に「昆季」について、「顔氏家訓曰、行路ニ相逢テ便チ定ム昆季ヲ」として、『顔氏家訓』「風操篇六」七八よりひいて、「昆季」の用例としている。「昆季」は漢籍に用例の少ない語句で、仏典に用例が多く、各種高僧傳等に用いられている。『便蒙』の指摘は漢籍の用例として適切であろう。

「伴佐」について、『便蒙』は「或ハ疑テ謂ク伴佐ハ大伴氏ト佐伯氏トナランカ乎、佐伯氏ハ大師之世姓也、若シ大伴佐伯兩姓之先キ、有レ所二從テ出一同者ノ歟。因テ推ルニ考ニ兩家之原始ヲ、而未レ得二其ノ説ヲ一」として、大伴と佐伯が同根である証左が不明であるから、「伴佐」が大伴氏と佐伯氏を意味しているかどうか疑わしいとしている。

『新撰姓氏録』七九が弘仁六年七月二十日に再上表され、最終分が成立しているので、空海が目にした可能性が高く、これを典拠にして、「伴佐昆季」と記述したと考えられる。『新撰姓氏録』第十二巻「左京神別中」に「大伴宿爾：高皇産靈尊五世孫、…雄略天皇御世、以二入部靫負一、賜二大連公一。奏曰、衛門開闔之務、於レ職已重。若有二一身難一レ堪、望與二愚児語一、相伴奉レ衛二左右一。有レ勅依レ奏。是大伴・佐伯二氏、掌二左右開闔一之縁也。

佐伯宿爾：大伴宿爾同祖。道臣命七世孫、室屋大連公之後也。」と記載されている。系図で見ると室屋大連に金村大連と御物宿爾連と若古連の男子があり、金村が大伴の正嫡を継ぎ、御物が佐伯宿爾の初祖となり、若古が高志連の初祖となっている八〇。この時点で大伴と佐伯の祖は兄弟である。

空海が「伴佐昆季」と記述したのは正しいのであるが、『便蒙』が拘ったのは、『新撰姓氏録』記載の佐伯氏は在京の姓が宿爾の一族であり、空海が属した讃岐の佐伯直の一族とは系統を異にし、大伴氏とは同祖ではない事に対してであろう八一。空海自身は在京の佐伯宿爾一族と同族であるとの意識を持ち、青年時に佐伯今毛人が創立した佐伯院に寄宿したりしている八二。正しくは系統が異なるが、佐伯直など、地方豪族の系譜は、当時は公開されておらず、在京の同名の佐伯氏は本家であると意識され、一般に通用していたと思われる。

「送人以言古人導之（人を送るに言を以ってするは古人之を導えり）。**三軸秘録、一篇拙詩、加持神薬、以充別後之思**（三軸の秘録、一篇の拙詩、加持の神薬、以って別後の思に充つ）。**人至乞垂撿**（人至らば乞う撿を垂れよ）。」は、送別の時に、財物を送るより、言葉を贈る方が相応しい。それで、三軸秘録と自身の送別の詩、及び、祈祷を加えた神薬を送ります。別れた後の糧にして頂きたい。使いに持たせるので、検めてもらいたいと述べる。

「送人以言古人導之」について、『便蒙』は「孔子家語ニ、老子送テ孔子ヲ曰、吾聞ク富貴ナル者ハ送ル人ニ以ス財ヲ、仁者ハ送ル人ニ以ス言ヲ。吾雖レ不レ能レ富コト、而窃ヌスメリ仁者之號ヲ、請フ送ルニ子ヲ以セン言ヲ乎」として、『孔子家語』八三「觀周第十一」を引いている。適切であろう。ほぼ同文が『史記』「孔子世家第十七」に記述されており、『家語』は『史記』からの転載と思われるが、空海が参照したのは、どちらか判らない。

「三軸秘録」は、『便蒙』は「不レ詳セ其ノ何ノ書ト云ヲ。三軸録ハ古人之言、一篇ノ詩ハ大師之言、併ヒニ所ル謂送ル人ニ以スト云レ言ヲ者ノ也」として、三軸は何書とも不詳であるが、古人が三軸を送り、それに対し空海が一篇の詩を贈ったとしている。しかし、文脈から考えると、空海は三軸秘録と詩と神薬の三点を贈ったのである。この点についての他本の注釈は以下の通りである。

A『聞書』八四…三軸秘録ハ者三略者ト兵書也、自筆ニ書メ詩ニソエテ送リ給歟。

B『緘石鈔』八五…三軸秘録者兵書ナリ、下ノ詩云六韜三略用此春、此大師ヨリ國道ヘ餞也。

C『集鈔』八六…三軸ト者兵書也、謂ク三略事歟、有ニ三巻一故ニ云フ三軸ト。

D『眞別聞書』…秘録者東方朔十州記曰、武帝使レ秘ニ録セ餘ヲ。—この引用文は現存『十州記』には見当たらないが、『法苑珠林』巻第三十六「華香篇第三十三」に「神香。十洲記曰。天漢三年……帝使祕録餘後一旦失之」とあり、『法苑珠林』からの又引きと思われる。「三軸」の注釈はしていない。

E『講義』八七…「『便蒙鈔』には恐らくは三略を指すならん、といふ。三略は周の太公望の述作にして漢の張良の黄石公より授かりしという兵書で上略・中略・下略の三あり。」として、三略の説明をしているが、『便蒙』と同じく、空海が贈ったのではないとして和訳では「昔かの黄石公は張良に三略の秘録を贈りしといふが、今自分は左様な立派なものではなく、つまらぬ詩一篇を贈らんとする者である。」としている。

F『岩波版』八八…三略、三巻。周の太公望の述作。漢の張良が黄石公より授かったという兵書。

G『筑摩版』八九…三軸の秘録　前漢創立の功臣張良が、秦の始皇帝の時代、黄石公から授けられたといわれる兵法書、『三略』三巻の事。

H「大伴宿禰國道伝考」…そして國道に空海は、詩にそえて「三軸秘録」、すなわち兵法書『三略』三巻を贈ったのである。(四三頁)

これらを見ると、ほぼ全ての注釈は、「三軸秘録」は兵法書『三略』であるとしている。『日本國見在書目録』に「黄石公三略記」として著録されている。空海は後の詩の第十八句で「六韜三略」と記述しているので、当然存知の筈である。又、古来著名な兵法書「六韜・三略」を武門の一員の國道が所有して当然と考えられる。仏門の空海が武門の國道に兵法書を贈るとは、何か違和感がある。蝦夷鎮撫の為に役立つ仏法の効能を記した秘伝の書かも知れず、「三軸秘録」は『三略』であると断言できないと考える。

「加持神薬」について、『便蒙』は注釈をしていない。「神薬」は漢籍・仏典共に多数の用例があり、ここでは効能の高い薬物の意味で、それに祈祷を加えて、贈ったのである。当時の僧侶は薬物の知識が豊富で、空海も当然ながら、豊富な薬物の知識を生かし、他の人々にも施薬を行っている。

「以充別後之思、人至乞垂撿」について、『便蒙』は「秦ノ孝王與ル智者ニ書ニ曰、奉レ施沈香等如レ別、至ラハ願ハ檢領セヨ。」としている。『國清百録』巻第二、「秦孝王書第二十三(凡二書)」より引いていると思われる九〇。読めば意味が判る。通用の語句である。

「春辭秋入、聖君之明詔(春辞して秋入るは、聖君の明詔なり)。**載馳載驟、早奏邊蜂之無塵。云尒**(載ち馳せ載ち驟らせ、早く邊蜂の無塵を奏せよ。尒云う)。」に於いて、三月に出立し、九月に帰京すると記述している事九一は、淳和帝は蝦夷人の鎮撫に、期限を区切ったのであろう。又先に見てきた如く地震等災害が頻発しているので、その対策も任務の一つであったと思われる。その期限内に蝦夷人の不穏な動きを押えるために、早く行動を起こし、成果を上げて戻り、天皇に平穏になったと報告して欲しいと述べる。事実はどうであったか、この間の正史が逸失しており、出立後の國道の動静は全く不明である。『日本紀略』天長五年十一月十二日の条に、「参議従四位下伴宿爾國道卒、年六十一」とあり、期限内に帰京したとすれば、自宅で逝去している。

「春辭秋入」について、『便蒙』は「春辭ハ去テ辭ズ於帝闕ヲ、秋入ハ還テ入レト于京城ニ也。鹽鐵論曰、古ノ者行役不レ踰レ時ヲ、春行テ秋反リ、秋往テ春來ル、寒暑未レ變、衣服不レ易ヘ、固ニ已ニ還レリ矣」として、『鹽鐵論』九二巻七「執務第三十九」より引いている。『日本國見在書目録』に著録されており、その後、写本が伝存されてきたと思われる。注釈は最初の自注で十分である。運敞が『鹽鐵論』を引いた章句は、昔、善政が行われていた時は、兵役が六か月の短期で衣服も替える必要がなく、民が幸福であったことを述べた文章である。同じく、今回も短期の赴任であるから、帝の善政を言わんとして引用したものと思われる。空海は『鹽鐵論』を存知していたと思われるが、記述した語句は通用の簡易な語句であり、この引用文が念頭にあったとは思われない。従って、余分の注釈と思う。

「聖君之明詔」について『便蒙』は注釈をしていない。「明詔」は詔勅を下したかどうか、記録がないので不明であるが、皇帝の命令の尊称である。『史記』『漢書』『後漢書』等に多くの用例が見られる。班固九三「東都賦」(『文選』巻一)に「乃申舊章、下明詔(乃ち舊章を申べて、明詔を下す)」と用いられており、空海が念頭においた可能性があると思う。

「載馳載驟」について、『便蒙』は「毛詩曰、載チ馳セ載チ驅ス。又曰、駕ス彼ノ四駱ニ、載チ驟ツイテ駸〃タリ。説文ニ曰、驟ハ馬ノ疾歩也」としている。『毛詩』「小雅、鹿鳴之什、皇皇者華」第二章～五章と「小雅、鹿鳴之什、四牡」第五章より引き、「驟」の語釈に『説文解字』巻十上「馬部」から引いている。適切であろう。『毛詩』「皇皇者華」の毛序に「皇皇者華。君遣使臣也。送之以禮樂。言遠而有光華也(皇皇者華は君、使臣を遣るなり。之を送るに禮樂を以ってす。遠

くして光華有るを言うなり)」とあり、「四牡」の毛序に「四牡、勞使臣之來也。有功而見知則説矣(四牡は使臣の來るを勞するなり。功有りて知らるれば則ち説ぶ)」とある。空海は『毛詩』を典故に使う事で、その毛序の意味の使臣の往来、即ち國道の陸府への往来「春辭秋入」に適応した表現にしたと思われる。

「邊蜂」について、『便蒙』は「蜂音與レ烽同、邊烽ハ猶レ云ニ邊方一、邊方有レ警則擧レ烽ヲ也」としている。音通して「蜂」→「烽」→「方」として、「邊蜂」を「邊方」辺境の地、即ち陸府と注釈している。しかし「蜂」を生かすとすれば、「蜂」は「蜂起」の略と考えれば、「邊の蜂起」となる。運敞のこの注釈も一理があり、空海がどちらの意味で用いたかよく判らない。

「無塵」について、『便蒙』は「李德林爲ニ周帝一求レ才ヲ詔曰、今四海寧一ニシテ八表無レ塵」としている。この引用文は「李懐州集」に記述されているが、稀覯書であり、『日本國見在書目録』に著録されていない。空海が目にしたとは考え難い。「李懐州集」[九四]は前述した『漢魏六朝百三名家集』に収載されている。

「無塵」は兵乱・災害がなく平穏な世の意味である。『文選』などにも用例があり、通用の語句である。何故、運敞が「李懐州集」から引用したのか判らない。この文は李德林が北朝周の武帝の為に詔勅を代作したものである。本文に「明詔」と記述されているので、それを意識して引用したのかもしれないが、不適であると考える。

おわりに

明治以前までの我が国における著作等に対する注釈は、古来、中国の注釈を模範として、例えば鄭玄「毛詩箋」や杜預「左伝集解」や李善「文選注」等を目標にして、その方法を踏襲している。中国の注釈は注釈対象の経典や作品の評価をするのではなく、もっぱら語釈を中心に典故や典拠を明らかにすることによって、その背後に横たわる膨大な史実や故事を読者に想起させ、対象の経典や作品の思想や価値判断を読者自身に委ねるのである。それはまた、読者の十全な学識を要求しているのである。

運敞も当然この注釈法を踏襲している。その為、我々の目から見て、不必要と思われる通用の語句まで、ほぼ原文の全文の語句の注釈をしている。また、人物の注釈は史書の列伝を引き、長文に渡るものが多い。従って、分量が多く、冗長になりがちである。しかしながら、空海が何故このような表現したのか、空海の意図に対して、適切な注釈をしている事も多く、運敞自身がその事を意識していたことは間違いないであろう。

以上。

一　佐伯有清「大伴宿禰國道伝考」(『成城文芸』一四八号、一九九四年十月刊)は史料に基づいた國道の唯一の詳細な伝記である。以降、國道の事歴について常に参照している。同論文に従い、國道の簡略な事歴を述べる。十八歳の時、父継人の事件に縁座して、佐渡へ配流され、二十年後の三十八歳の時、延暦二十四年(八〇五)三月二十七日の恩赦で京に戻る。翌年の父継人の復位によって、遅ればせながら、官途への道が開く。その後の動静は不明であるが、史料に初めて記録されるのは、弘仁二年(八一一)正月十一日に陸奥少掾に任官した事である。天長五年(八二八)二月八日、陸奥・出羽按察使再任。同年三月、陸府に赴任。天長五年九月、帰京。同年十一月十二日、死去。年壽六十一。

二　『日本紀略』「甲寅。賜ニ鎮東按察使伴國道餞一。有ニ御製一。賜ニ衣被及雜珍玩物一」(『國史大系』十巻、三二六頁。吉川弘文館)

三　この作品の実際の制作日は前述の「大伴宿禰國道伝考」の四四頁の記述に従っている。

四　『性靈集便蒙』運敞撰。十巻。慶安二年(一六四九)撰述。(『真言宗全書』第四十二巻に所収。一九三四年刊真言宗全書刊行會)―本論では『便蒙』と表記する。

五　運敞の事歴は『望月佛教大辞典』に従えば、『便蒙』の著者として著名であるが、それにもまして真言宗智山派の高僧として大いに教学を振興した一代の名僧である。姓は藤原氏、字は元春、号は泊如。慶長十九年(一六一四)、大阪に生る。幼にして父を亡い、十三歳、神泉園快我に侍し、十六歳得度。智積院四世元壽に師事。寛文元年(一六六一)、幕命により、智積院第七世に就任。元禄六年(一六九三)九月十日、寂滅。年寿八十。著作多数、大疏第三重啓蒙五十九巻、釋論第三重啓蒙四十一巻、谷響集二十巻等。

六　空海漢詩文研究　「贈伴按察平章事赴陸府詩并序」の「詩」に於ける『便蒙』の注釈の検討」の論題で『密教文化』第二三六号に掲載される予定である。

七　『職原抄』南北朝、暦應三年(一三四〇)成立。上下二巻。『便蒙』の引用文は次の通りである。「陸奥出羽按察使、相當從四位下、唐名都護。近代納言以上兼之。陸奥上古以來爲邊要、爲其國境廣、元明天皇和同五年九月分置出羽國、元正天皇養老二年置按察使令監察兩國事、聖武天皇二年陸奥國内又置鎮守府國府相並行國事」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊古代中世篇』第六巻、一五二～一五三頁、汲古書院、平成二十四年十二月発行)　北畠親房(一二九三～一三五四)　公卿、南朝の重臣、累進して従一位准后。

八　李善(?～六八九)初唐、揚州江都(江蘇州)の人。字は不詳。

九　『文選』巻二十九　張協「雜詩十首第九首」「雖無箕畢期、膚寸自成霖(箕畢(きひつ)の期無しと雖も、膚寸にして自ら霖を成す)。」に対する李善註「尚書曰、月之從星、則以風雨。孔安國曰、月經于箕則多風、離于畢則多雨。公羊傳曰、觸石而出、膚寸而合、不崇朝而徧天下者、唯太山雲也。何休曰、膚寸、四指為膚。」張協(二五五?～三一〇?)六朝晋、安平(河北省)の人。字は景陽。何休(一二九～一八一)後漢、任城樊(山東省)の人。字は邵公。

一〇　岩本憲司『春秋公羊傳何休解詁』(汲古書院、一九九三年一二月刊)を参照した。

一一　注九に記載している「膚寸自成霖」は、網祐次『文選』(『新釈漢文大系』15、六二四頁、明治書院)の和訳に依れば「小さなちぎれ雲が集合して、おのずから長雨になった」である。

一二　読み下しは今井宇三郎『易経』(『新釈漢文大系』24、九一四頁)に依る。

一三　杜預(二二二～二八四)六朝晋、京兆杜陵(陝西省)の人。字は元凱。

一四　『山海經』本文は「毛民之國在「其北」、爲「人身生」毛。」であり、その郭璞注に「今去臨海郡東南二千里有毛人。在大海洲島。爲人短小而體盡有毛如猪、…」と記述している。前野直彬『山海経・列仙伝』(『全釈漢文大系』33、集英社、昭和五十年初版)を参照。郭璞(二七六～三二四)六朝晋、開喜(山西省)の人。字は景純。

一五　『通典』二百巻。現存の一国立図書館蔵明刊本影印」を参照。杜佑(七三三～八一二)　中唐、京兆萬年(陝西省)の人。字は君卿。

一六　『尚書』「周書、顧命」のこの一文は康王の即位の禮の設営の記事である。

一七　『釋詁』は『爾雅』の第一篇の篇名である。その第八十二項が「疆界邊衛圉垂也」である。

一八　「正義曰、釋詁云疆界邊衛圉垂也、則垂是遠外之名。此經所言、冕則在堂上、弁則在堂下、此二人服冕、知在堂上也、堂上而言東垂西垂、知在堂上之遠地、當於序外、東廂西廂、必有階上堂、知此立于東西堂之階上也。冕、弁、知は即位式における大夫の役割の名称であるが、詳細は不明。「正義曰」以下の文は唐、孔穎達の注釈である。小野沢精一『書經』(『新釈漢文大系』26、明治書院、昭和五十八年九月発行)を参照。孔穎達(五七四～六四八)初唐、冀州衡水の人。字は仲達。

一九　陸機(二六一～三〇三)　六朝晉、呉郡華亭(江蘇省)の人。字は士衡。

二〇　曹植(一九二～二三二)　三国魏、沛國譙(安徽省)の人。字は子建。魏武帝(曹操)の第三子。陳思王。

二一　張銑(生没年不詳)唐、出身地不詳。『文選』五臣注の一人、呂尚・延濟・劉良・李周翰。開元六年(七一八)五臣注成立。

二二　例えば『春秋左氏傳』「文公元年」の「傳」の記事に「且是人也、蜂目而豺聲、忍人也」と凶悪な人相に喩えている。

二三　「大寶箴」は『古文真寶』「後集巻之五」に所載されている。張蘊古?～六三二)初唐、洹水(河北省)の人。字は不詳。唐太宗の時代・大理丞、太宗によって処刑される。『古文真寶』宋末元初頃成立、撰者不詳。

二四　運敞は前述の如く『十三經注疏』の『爾雅』から引いている。邢昺(九三二～一〇二二)宋、曹州濟陰(山東省)の人。字は淑明。

二五　孟子のこの章句は春秋時代の諸侯同士が義のない、罪悪の戦いを互いに繰り返してきたことを批判し、王が諸侯の不正を正すために伐つのが唯一の正しい義に適った戦いを征としたのである。内野熊一郎『孟子』(『新釈漢文大系』4、四八四頁)参照。

二六　宝賀寿男編『古代氏族系譜集成』中巻、第四節、八一六頁、参照。古代氏族研究会、昭和六十一年四月十五日発行。

二七　『職原抄』下巻の「鎮守府」の項目の最初に「将軍一人、相當從五位上。」と有り、以降の説明文中の一部を引用している。

二八　以降の記述における延暦期の征夷の状況等は鈴木拓也「桓武朝の征夷と造都に関する試論」（『近畿大学文芸学部論集』第十三巻第二号、二〇〇二年三月）を参照している。

二九　『續日本紀』延暦七年十二月庚辰七日の条に征東大使紀朝臣古佐美が節刀を受け、出立。翌延暦八年三月辛亥九日の条に諸国軍が陸奥多賀城に会し、賊地に向けて進発。五月中旬、戦闘開始。延暦八年六月甲戌三日の条で、戦死・溺死等約千六〇人、戦傷者二百四十五人等だして撤退したとの敗戦報告を出している。

三〇　『日本紀略』延暦十三年(七九四)正月乙亥朔の条「賜二征夷大将軍大伴弟麿節刀一」

三一　『日本後紀』弘仁二年五月壬子十九日の条「勅二征夷将軍正四位上兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂等一曰、…又撿二去延暦十三年例一、征軍十萬、軍監十六人・軍曹五十八人。廿年、征軍四萬、軍監五人・軍曹三十二人。…」。樋口知志「延暦八年の征夷」（『古代蝦夷と律令国家』蝦夷研究会、高志書院、二〇〇四年九月一五日発行）を参照。

三二　『日本紀略』延暦十三年十月丁卯二十八日の条「征夷大将軍大伴弟麻呂奏、斬首四百五十七級、捕虜百五十人、獲馬八十五疋、燒落七十五處」と、現地から戦勝報告をしている。この戦勝報告を機会にして、平安遷都の「遷都詔」を発している。

三三　『日本紀略』延暦十四年(七九五)正月戊戌二十九日の条「征夷大将軍大伴弟麻呂朝見、進二節刀一」。

三四　「今上」について、『便蒙』は「淳和帝也」としている。本作品は先に検討した如く、天長五年の三月頃に制作されたので、淳和帝である。岩波版『三教指歸・性靈集』と筑摩版『弘法大師空海全集』は「嵯峨帝」としているが明らかに間違いである。

三五　嚴遵(生没年不詳)前漢、成都(四川省)の人。字は君平。一説に前漢末のＢＣ八六～八〇年生まれ、ＡＣ一〇前後に卒とされている。

三六　村田進「嚴遵撰『老子指歸』の真偽について」（『学林』第四十二号、二〇〇五）を参照。

三七　完本として、『隋書』に「老子指歸十一巻」、『新唐書』に「嚴遵指歸十四巻」、『宋史』に「嚴遵老子指歸十三巻」等と著録されている。現存本は六巻本系統と七巻本系統本がある。題辞は『老子指歸』以外に『道德真經指歸』『道德指歸』『道德指歸論』等がある。我が国の現存本は『道德指歸論』六巻(明刊本〈津逮秘書〉零本)。元江戸時代林大學頭家蔵、内閣文庫蔵本である。(嚴紹璗編『日蔵漢籍善本書禄』中華書局、二〇〇七年三月)。以降の『老子指歸』に関する記述は、①武田秀夫「嚴遵『道德真経指帰』の思想一班」（『道手門学院大学文学部東洋文化学科年報』六・一九九一年）。②高橋睦美「『老子指帰』の思想について」（『集刊東洋学』九七、二〇〇七年。中国文史哲研究会。東北大学文学部）。③高橋睦美「『老子指帰』思想再考—後漢期の生成論との比較から—」（『集刊東洋学』一〇四、二〇一〇年。中国文史哲研究会。東北大学文学部）。を参照している。

三八　王德有譯注『老子指歸』巻之四「含德之厚篇」に「故能被道含德與天地同則」（一六二頁）と及び同書巻之五「爲無爲篇」に「德與天地相參、明與日月同光」（一二九頁）と同趣旨の章句が記述されているが、『便蒙』の引いた文とは全同ではなく、完本の『老子指歸』の前半部に記述されていたと考えられる。

三九　『性靈集聞書』選者不詳・六冊。綴葉装。第一冊・序。第二冊・巻一巻二。第三冊・巻三巻四。第四冊・巻五巻六。第五冊・巻八。第六冊・巻九巻十。高野山真別処円通律寺蔵。現物は高野山大学図書館に寄託されている。マイクロフィルムがある。—本論では『真別聞書』と表記する。東寺・観智院本『性靈集聞書』と全く異なる内容である。新義真言の持明院眞譽(一〇六九～一一三七)からの口伝伝承を最後は隆光(一六五九～一七二四)談を付加して江戸中期に編纂されている。『便蒙』を随所に引き論評している。

四〇　『真別聞書』は「乾坤者鈔ノ摂引ハ迂也。文選第十、五丁、征西賦曰、皇德合二乾坤一。注二善曰、乾坤ハ天地ナリ」としている。語釈として適切であろう。

四一　『便蒙』に「鳳凰ハ見(ケタリ)二第一巻一」とあり、巻一「遊山慕仙詩」の第五十九句「鸞鳳梧桐集」の「鳳」の注釈に「格物論曰」として、形状等詳しい引用をしている。本文の「鳳：非(レバ)二梧桐一不レ栖…」の記述はその引用文の一部である。

四二　『格物論』は唐代に成立した博物論とされているが、散逸し、撰者・体裁等その詳細は不明である。『日本國見在書目録』に記載されていない。その後も知見の限りでは、我が国に将来された形跡がない。『本草綱目』に二か所引用されているので、『格物論』が存在した事は確実である。事物の伝承などもれなくまとめて記述しているが、『本草綱目』では、「麒麟」の項目が無く、「鳳凰」は『韓詩外傳』を引用している。又、膨大な引用で知られる『太平御覧』の「麒麟」(巻八八九)と「鳳」(巻九一五)に記載されていない。従って、運敞は何かの漢籍から又引きしたと考えられるが、知見の限り、それが何かを見つけることが出来なかった。

四三　陸機『毛詩草木鳥獸蟲魚疏』（「叢書集成初編」中華書局出版、一九八五年発行）

四四　『帝王世紀』（「叢書集成初編」商務印書館、一九三六年発行）　皇甫謐(二一五～二八一)晋・安定朝那(甘粛省)の人。字は士安。

四五　鄭玄(一二七～二〇〇)　後漢、高密(山東省)の人。字は康成。

四六　應劭(生没年不詳)前漢末、汝南南邸(河南省)の人。字は仲遠。

四七　『釋名』八巻、訓古字書。二十七類に分類。劉熙(生没年不詳後漢・北海(山東省)の人。字は成國

四八　崔豹撰『古今注』上中下三巻、考証書、商務印書館出版一九五六年四月重版。崔豹(生没年不詳六朝晋・出身地不詳。字は正熊。

四九　盧諶(二八四～三五〇)六朝晋・范陽涿(河北省)の人。字は子諒。　劉琨(二七一～三一八)六朝晋・中山魏昌(河北省)の人。字は越石。
五〇　任昉(四六〇～五〇八)　六朝齊、樂安博昌(山東省)の人。字は彦昇。王儉(四五二～四八九)　六朝齊、瑯邪臨沂(山東省)の人。字は仲寶。諱は文憲。
五一　李周翰生没年不詳)　出身地・字など全て不詳。『文選』五臣注の一人。
五二　禰衡(一七三～一九八)　後漢末、平原般(山東省)の人。字は正平。
五三　薛綜(?～二四三)　六朝呉、豫洲沛郡竹邑(安徽省)の人。字は敬文。
五四　張衡(七八～一三九)　後漢、南陽郡西鄂県(河南省)の人。字は平子。
五五　漢籍には殆ど見当たらない。仏典には『弘明集』『北山録』などには、「納隍之酷」と用いられ、『廣弘明集』には「納隍之仁」等と用いられている。空海が参照した可能性がある
　　義浄撰『南海寄歸内法傳』序には「皇上則恩胥兆庶、納隍軫慮於明發」とある。兆庶は人民、明發は胥から明け方まで。義浄(六三五～七一三)盛唐、齊州(山東省)の人。姓は張。
　　字は文明。
五六　王逸(生没年不詳)　後漢、宜城(湖北省)の人。字は叔師。永建元年(一二六)年頃在世。『楚辞章句』は最も早い、基本的な注釈である。
五七　①『不空表制集』巻三「恩賜白素謝表一首(并答)」「…大暦九年五月五日　沙門特進試鴻臚卿大廣智不空表上」に対する、代宗の答書に「寶應元聖文武皇帝批　和上道行圓明。慈
　　悲普洽。少嬰常疾。軫慮殊深。節物所霑。勞此申謝也。」②巻五「賀春雪表一首」「…。大暦十三年正月十七日。大興善寺沙門惠朗等上表」に対する、代宗の答書に「寶應元聖文
　　武皇帝答曰。頃以時當發生自冬無雪。朕情深望歲軫慮愆陽。師祈禱精誠。膏澤普霑。至誠所感。當用慰焉。所賀知。」とある。
五八　『全唐詩』では、盧照鄰(六三七?～六八九)「文翁講堂」が最初の詩である。以降、王維と杜甫、李夷簡、權德輿、元稹等中唐の詩人は八名を数える。中でも、杜甫は「八哀詩贈左
　　僕射鄭國公嚴公武」等四首を制作している。以降の唐末まで、皎然、貫休等二〇数名が記述している。煩雑なので詳細は省略する。
五九　顔延之「陽給事誄幷序」の序に「瓚少稟志節、資性忠果」とある。「忠果」は忠義で果敢な事。五臣の張銑の注は「果は烈也」とある。顔延之(三四八～四五六)　六朝宋、臨沂(山
　　東省)の人。字は延年。
六〇　左思(二五〇?～三〇五?)　六朝晋、臨淄(山東省)の人。字は太仲。
六一　『劉子』撰者不詳。六朝宋から隋末に成立したと考えられている。近来では劉晝生没年不詳、北齊、渤海阜城の人の撰とするのが有力。『日本國見在書目録』に著録。「劉子十、五、
　　三」の三本。現存の和刻本は劉勰撰とした五巻本がある長澤規矩也編『和刻本諸子体成』第六輯)。筆者は傅亞庶撰『劉子校釋』(中華書局、一九九八年)を参照、確認した。
六二　裴駰(生没年不詳)　六朝宋、河東聞喜(山西省)の人。字は龍駒。司馬貞(生没年不詳)　初唐?河内(河南省)の人。字は子正。張守節(生没年不詳)　盛唐?出身地等全て不詳。
六三　韋孟(BC二二八～一五六)　前漢、彭城徐州(江蘇省)の人。字は不明。
六四　『國清百錄』巻第三、「遺書與晉王第六十五」(『大正新脩大藏經』第四十六巻№一九三四)に「大王弘慈霈然垂許」とある。
六五　盧思道(五三一年?～五八二年?)隋、范陽(現河北省)の人。字は子行。北朝末を代表する文学者の一人。武陽太守であった為、集の名とする。
六六　『漢魏六朝百三名家集』張溥編。百十八巻。成立一六二八～一六四三。張溥(一六〇二～四一)　明末、太倉(江蘇省)の人。字は天如。
六七　『蒙求』唐李瀚撰。三巻。成立年不詳―天寶五年(七四六)より以前の数年の間と推定されている。上代から南北朝までの古人の有名な言行を記載。題目を四字成語にして、児童に記
　　憶し易くしている。李瀚生没年不詳)　盛唐、趙州賛皇(河北省)の人。皇族。字は不詳。玄宗から粛宗にかけて在世。
六八　『蒙求』三五六「許詢勝具」の後半部は『世説新語』棲逸第十八、十三条とほぼ同文。前半部分は同十六条とほぼ同文。
六九　『世説新語』劉義慶撰。巻数は三巻から十一巻まで異同があり、篇数も三十六・三十八・三十九と異同がある。『日本國見在書目録』では十巻である。後漢から六朝東晋までの佳話・佚
　　事を蒐集している。劉峻の注が早くから付されている。劉義慶(四〇三～四四四)　六朝宋、宋の高祖劉裕の甥。劉峻(四六二～五二一)　六朝梁、平原(山東省)の人。字は孝標。
七〇　『蒙求』の我が国への伝来は早川光三郎訳注『蒙求』(『新釈漢文大系』五八、明治書院)の「解説」によれば、『三代実録』陽成天皇元慶二年(八七八)二十五日の条に「皇弟貞保親王
　　於披香舎始讀蒙求」の記事があり、「恐らくこの年に近い時期の遣唐使が舶載したのであろう」とされている。空海在唐時には同書が流布していた可能性があるが、少なくとも空
　　海の没後に将来したと考えられる。空海が『蒙求』を参照した可能性は低いと考える。
七一　『盧山記』巻第三「十八賢傳第五、社主遠法師」に「凡居山三十年。影迹不至塵俗。毎送客以虎溪為界」とあるが、『便蒙』の記述とは異なる。
七二　『高僧傳』巻第六(『大正新脩大藏經』巻五十№二〇五九)梁會稽嘉祥寺沙門釋慧皎撰)「釋慧遠一」「自遠卜居廬阜。三十餘年影不出山。迹不入俗。毎送客遊履常以虎溪為界焉。」と
　　ある。古来、慧遠の三十年山を降りずに廬山に居住した事はよく知られた事である。『便蒙』の記述と若干異なるが、運敞が編集したと考えられる。

七三　許詢(生没年不詳)　六朝東晉、高陽(河北省)の人。字は玄度。三四五年頃在世。
七四　慧遠(三三四～四一六)　六朝東晉、雁門樓煩(山西省)の人、俗姓は賈。淨土宗初祖。廬山白蓮社創始者。
七五　劉淡(生没年不詳)　六朝宋、沛國相県(安徽省)の人。字は眞長。
七六　三笑圖は慧遠・陶潛・陸脩静の三人が虎溪で会し、意気投合、大笑いしたとの伝説である。仏教・儒教・道教の三教融合の象徴とされている。陶潛(三六五～四二七)六朝東晋、潯陽柴桑(江西省)の人。字は淵明。或いは名は淵明、字は玄亮。陸脩静(四〇六～四七七)六朝宋、呉興東遷(浙江省)の人。字は元徳。道士。
七七　『千字文』周興嗣撰。六朝梁武帝の命で制作。異なる一千字を用いて、四字を一句とする二五〇個の短句からなる韻文。古来習字の手本として用いられている。第四十五聯「孔懐兄弟、同氣連枝」の「孔懐兄弟」は「はなはだ、なじみ合うのが兄弟というものである」との意味である。周興嗣(四七〇?～五二一)六朝梁、項城(河南省)の人。字は思纂。
七八　顔之推撰『顔氏家訓』七巻。成立は五八九～六〇四頃。顔之推(五三一～五九一)北朝北齊、江陵(湖北省)の人。字は介。
七九　『新撰姓氏録』萬多親王・藤原園人等撰。三十巻・目録一巻。完本は伝わらず、抄録本が現存している。
八〇　宝賀寿男編著『古代氏族系譜集成』中巻「大伴氏族」による。八一九頁。古代氏族研究会、昭和六一年四月発行。
八一　武内孝善『弘法大師空海の研究』第一部第二章「空海の出自」を参照。
八二　空海が佐伯院に寄宿した事について、史料や空海の著作等に記述がなく、あくまで推測にすぎないが、『沙門空海』第四章「空海伝の謎」で言及されており、筆者は其の説に賛同している。
八三　『孔子家語』十巻。王肅注本。撰者不明。成立年不明。後世の伝によれば、三国魏の王肅の撰であろうとされている。『日本國見在書目録』に著録されており、空海が目にした可能性が高い。王肅(一九五～二五六)三国魏・郯(山東省)の人。字は子雍。
八四　『性靈集聞書』撰者不詳・十冊　東寺・観智院本を底本とする。実見したが、奥書に筆写年月の記載が無い。同系統と思われるテキストに金剛三昧院蔵『聞書』十冊がある。撰述は正平十六年(一三一六)聞畢としている。又持明院蔵『性靈集聞書』は四冊本で『性靈集』の巻七までの注釈が合冊されている。これらの『性靈集聞書』は誤記や欠落などの細部の違いを除いてほぼ同文である。—本論では『聞書』と表記する。
八五　『性靈集緘石鈔』杲寶(一三〇六～一三六一)撰。六巻本・十巻本の二種が伝存する。現在まで未刊。写本は二種とも、種智院大學図書館蔵。奥書によれば、十巻本は慶安元年(一六四八)十月、高野二階堂高祖院秀盛によって写される。六巻本は貞享三年(一六八六)十月～四年(一六八七)四月の間に、金剛峯寺櫻池院春清房雄什によって写される。十巻本を底本とする。—本論では『緘石鈔』と表記する。
八六　『性靈集鈔』實翁（生没年不詳）撰。十巻。元和七年(一六二一)撰述。寛永八年(一六三一)刊行。—本論では『集鈔』と表記する。
八七　坂田光全『性靈集講義』昭和十七年三月初版、高野山出版社。
八八　渡辺照宏・宮坂宥勝『三教指歸・性靈集』(『日本古典文學大系71』昭和四十年十一月発行、岩波書店)
八九　『弘法大師空海全集』第六巻、今鷹真訳注『性靈集』(昭和五十九年十一月初版、筑摩書房)
九〇　『國清百錄』巻第二(『大正新脩大藏經』第四十六巻№一九三四)「秦孝王書第二十三(凡二書)」に「五月十九日。奉施沈香等如別。至願檢領。沈香十觔。牋香十觔。重陸少許。」とある。
九一　前述した如く、國道の生涯に関する事は、佐伯有清「大伴宿禰國道伝考」に基づいている。
九二　『鹽鐵論』桓寛撰。十巻・十二巻。前漢昭帝始元六年(BC八一)の塩鉄会議の内容を後に六十篇に纏めたもの。桓寛(生没年不詳)　前漢、汝南（河南省）の人。字は次公。
九三　班固(三二～九八)　後漢、安陵(陝西省)の人。字は孟堅。
九四　李德林(五三一～五九一)　隋、博陵安平(河北省)の人。字は公輔。懐州刺史であったので、懐州集と名付く。「李懐州集」一巻は広陵書社二〇〇二年版の『漢魏六朝百三名家集』第五巻に収載されている。引用文は六三七頁に記載。八表は全世界の事。